

## スライド条項

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、建設工事請負契約約款第26条（いわゆるスライド条項）に基づき、請負代金額の変更を請求することができる。

項目		全体スライド	単品スライド	インフレスライド
建設工事請負契約約款		第26条第1項～第4項	第26条第5項	第26条第6項
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工事が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ただし、原則残工期が2ヶ月以上ある工事とするが、完成通知書の提出前で、工期の末日までに協議が終了し、変更契約が行える場合は、この限りでない	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的ゆるやかな価格水準の変動に対する措置	特定の材料価格の急激な変動に対する措置	急激な価格水準の変動に対する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類、コンクリート類、アスファルト類等）	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事の1.5%	対象工事費の1.0% (ただし、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事の1.0% (建設工事請負契約約款第30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様な考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての特定の資材を対象に、精算変更契約時にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能
単価の決定方法		基準日の単価	購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。(資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について(お知らせ)(広島県 令和4年6月30日))(契約書等+2社以上の見積り)	基準日の単価
対象判断基準		残工事費の変動額が、残工事の1.5%を超えるもの(参考2)	品目毎の変動額が、対象工事費の1%を超えるもの(参考1)	残工事費の変動額が、残工事の1%を超えるもの(参考2)

## 単品スライドの計算例

### ■ 単品スライドの対象判断について

- 「品目毎の変動額」が、対象工事費の1%を超えるもの。

燃料油とコンクリート類などの変動額の合計額で判断するものではない。

「品目毎の変動額」とは、コンクリート類を例にすれば、生コン・プレキャストL型擁壁…などの合計額。

### ■ 計算例

(前提条件) 対象工事費: 100,000,000円

受注者負担額(対象工事費の1%相当): 1,000,000円

燃料油の合計変動額(900,000)が、対象工事費の1%相当額(1,000,000)に満たないため、対象外となる。

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	2,600,000	600,000	×
	ガソリン	1,000,000	1,300,000	300,000	
	合計	3,000,000	3,900,000	900,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	○
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
	合計	50,000,000	80,000,000	30,000,000	
労務費等		10,000,000	対象外		
間接費		37,000,000	対象外		

単品スライドは、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の変更は行いません。

変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

ただし、令和4年6月17日以降に単品スライドの請求が行われたものから受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類(2社以上の見積もり等)を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあつては、実際の購入金額とする。

- 単品スライド額は、**29,000,000円**(= 30,000,000 - 1,000,000)

コンクリート類の変動額 受注者負担額

## インフレスライド(全体スライド)の計算例

### ■ インフレスライドの対象判断について

- 「**残工事量の変動額**」が、残工事費の1%を超えるもの。  
 (全体スライドの場合は、「**残工事量の変動額**」が、残工事費の1.5%を超えるもの)

### ■ 計算例

(前提条件) 残工事費: 100,000,000円

受注者負担額(残工事費の1%相当): 1,000,000円

変動後の金額は、インフレスライドの基準日の単価を用い算定。(全体スライドも同様である)

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	5,000,000	3,000,000	○
	ガソリン	1,000,000	3,000,000	2,000,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
	労務費等	10,000,000	15,000,000	5,000,000	
	間接費	37,000,000	67,000,000	30,000,000	
	合計	100,000,000	170,000,000	70,000,000	

インフレスライドは、残工事量に対する資材、労務単価等を対象とし、残工事量の変動額に連動する間接費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の変更も行う。(全体スライドも同様である)

- インフレスライド額は、**69,000,000円**(=  $\frac{\text{残工事量の変動額}}{\text{受注者負担額}} \times 100,000,000$ )

出典：広島県HP>建設工事請負契約約款第25条(スライド条項)について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/521708.pdf>

## 全体もしくはインフレスライドと単品スライドを併用する場合

### ■ 単品スライドの適用に先立ち、全体もしくはインフレスライドを適用する

(前提条件) インフレスライドを適用 残工事費:100,000,000円  
受注者負担額(残工事費の1%相当):1,000,000円

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000,000	5,000,000	3,000,000	○
	ガソリン	1,000,000	3,000,000	2,000,000	
コンクリート類	生コン	30,000,000	45,000,000	15,000,000	
	プレキャストL型擁壁	20,000,000	35,000,000	15,000,000	
	労務費等	10,000,000	15,000,000	5,000,000	
	間接費	37,000,000	67,000,000	30,000,000	
	合計	100,000,000	170,000,000	70,000,000	

➤ インフレスライド額は、**69,000,000円** (= 70,000,000 - 1,000,000)  
残工事費の変動額 受注者負担額

### ■ 全体もしくはインフレスライド適用後、単品スライドを適用する

単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体もしくはインフレスライド条項のスライド額を含む。

(前提条件) 対象工事費:169,000,000円  
受注者負担額(対象工事費の1%相当):1,690,000円

単品スライドの変動前金額は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	×
	ガソリン	3,000,000	3,500,000	500,000	
	合計	8,000,000	9,500,000	1,500,000	
コンクリート類	生コン	45,000,000	60,000,000	15,000,000	○
	プレキャストL型擁壁	35,000,000	40,000,000	5,000,000	
	合計	80,000,000	100,000,000	20,000,000	
	労務費等	15,000,000		対象外	
	間接費	67,000,000		対象外	

全体もしくはインフレスライドと単品スライドの併用を行う場合は、単品スライド分の受注者負担額は考慮しない。

➤ 単品スライド額は、**20,000,000円** (= 20,000,000 - 1,690,000)  
コンクリート類の変動額 受注者負担額

出典：広島県HP>建設工事請負契約約款第25条（スライド条項）について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/521708.pdf>